

## 工場立地法に基づく緑地面積率の緩和の方針について ご意見（パブリックコメント）を募集します。

工場立地法は、昭和49年に施行され、一定規模以上の工場について新增設を行う際の緑地面積率等の基準を定めています。工場立地法制定当初は、全国一律の基準のみでしたが、平成9年の法改正により、都道府県及び政令市は、緑地面積率・環境施設面積率について、国の定める範囲内（平成16年の法施行規則の改正により変更幅が拡大）において、地域の実情に応じ条例により、「地域準則」を定めることが可能になりました。

近隣の県や政令市では、広島県、山口県、愛媛県、大阪市、堺市がすでに「地域準則」を定めており、岡山市を除く岡山県においても、今年1月に「地域準則」を定め緑地面積率・環境施設面積率の緩和を実施しています。

岡山市としては、工場の市外流出防止や事業拡大など市内製造業の活性化の観点から、都市計画法で「工業の利便を増進するため定める地域」とされている工業・工業専用地域の緑地面積率・環境施設面積率を緩和する「地域準則」条例の制定を検討しています。

つきましては、市民の皆様から広くご意見（パブリックコメント）を募集します。皆様からの貴重なご意見をお待ちしております。

### ご意見募集期間

平成23年4月20日（水）から平成23年5月19日（木）まで（必着）

### ご意見の提出方法

ご意見記入様式に、ご氏名（団体名）、ご住所、ご意見をご記入のうえ、ホームページからの入力フォーム、電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参のいずれかの方法で提出してください。

なお、ご意見記入様式等は市経済局産業課（市役所本庁舎5階）、市行政資料室（市役所本庁舎2階）、各区役所、各支所・地域センター、各公民館、各ふれあいセンターにて入手できます。

また、ご意見記入様式等については、次のパブリックコメントのホームページに掲載しており、ご意見記入様式等のダウンロードもできます。

ホームページアドレス [http://www.city.okayama.jp/category/category\\_00001363.html](http://www.city.okayama.jp/category/category_00001363.html)

### ご意見の提出先・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市経済局産業課（市役所本庁舎5階）

電 話：086-803-1329

ファクシミリ：086-803-1738

電 子 メール：sangyou@city.okayama.jp

### ご意見の取り扱い

いただいたご意見につきましては、最終的な条例案を作成する際の参考とさせていただくとともに、同じ趣旨のご意見を取りまとめて公表する予定です。ご意見に関し、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ご記入いただいた個人情報につきましては、岡山市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。